

# 奈良工業高等専門学校教育研究支援室運営委員会規程

平成30年3月27日制定

令和2年5月14日改正

(設置)

第1条 奈良工業高等専門学校に、教育研究支援室設置規程（以下「支援室設置規程」という。）第5条に基づき、教育研究支援室運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、教育研究支援室（以下「支援室」という。）の管理・運営に必要な事項について審議する。

(審議事項等)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 一般教科及び専門学科からの業務支援依頼に関する応諾の検討
- 二 教育支援センター、学生支援センター、グローバル教育センター、産学協働研究センター、広報センター及び共通機器管理センター（以下「センター」という。）からの業務支援依頼に関する応諾の検討
- 三 教育研究支援室長（以下「室長」という。）が、支援室設置規程第4条各号に掲げる業務を遂行するうえで、委員会での審議を必要と認めた事項
- 四 その他、支援室の管理・運営に必要な事項

2 委員会は、前項に掲げる事項を審議するほか、次に掲げる事項を取り扱うことができる。

- 一 支援室の業務に関する支援室職員と一般教科及び専門学科並びにセンターとの間の意見交換その他連絡調整に関すること。
- 二 支援室の業務に関する活動報告に関すること。
- 三 支援室の業務の改善に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 教育研究支援室長
- 二 技術長
- 三 技術長補佐（業務分担担当）及び技術長補佐（共同利用施設設備管理担当）
- 四 技術専門員、技術専門職員、技術職員のうちから教育研究支援室長が指名する者
- 五 前号までに掲げる者のほか、委員長が必要と認めた者

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、教育研究支援室長をもって充てる。

(議長)

第6条 委員長は、委員会を召集し、その議長となる。

(委員以外の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年5月14日から施行し、令和2年4月1日から適用する。